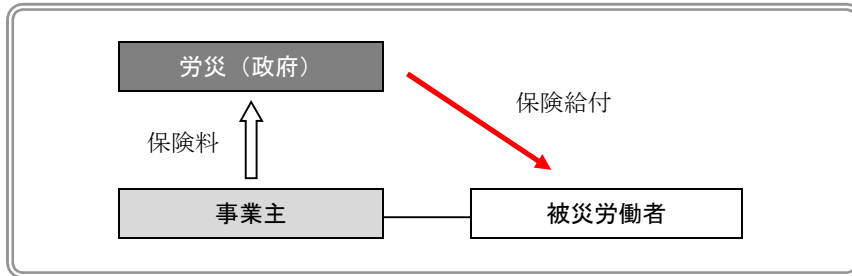


2017 社労士受験対策講座「佐藤塾」 労災保険法①②レジュメ

◆社会保険の種類

①	医療保険	(狭義の) 社会保険
②	年金保険	
③	介護保険	
④	労災保険	労働保険
⑤	雇用保険	

【労災保険の仕組み】



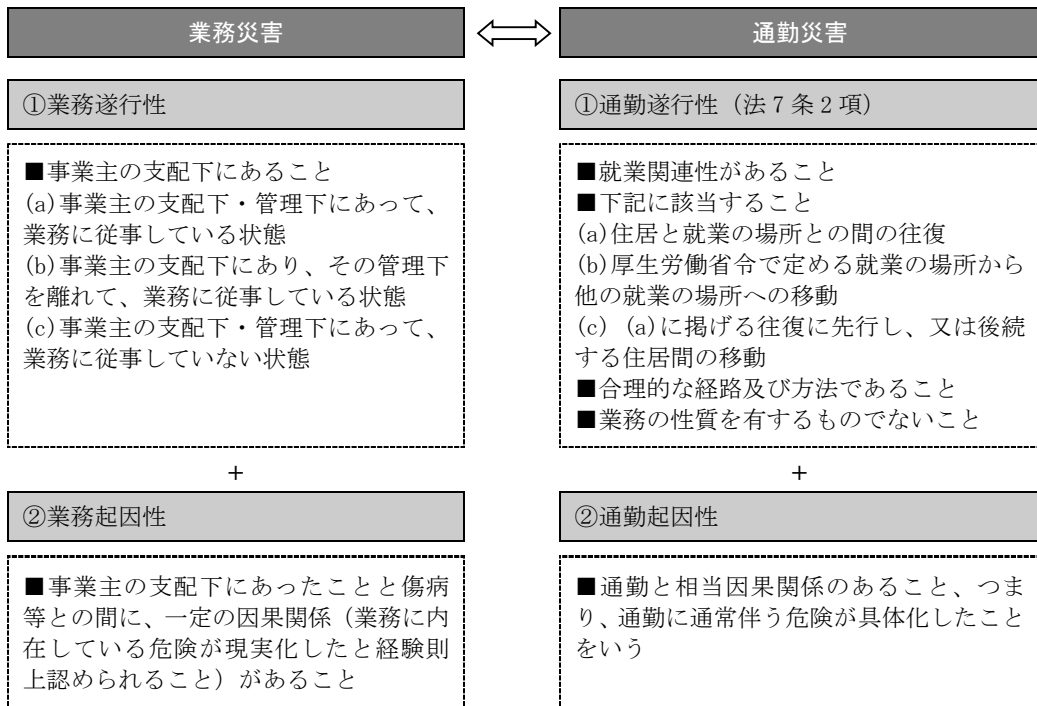
【独立行政法人】

行政執行法人	中期目標管理法人	国立研究開発法人
<ul style="list-style-type: none"> ■ 国立印刷局 ■ 造幣局 ■ 統計センター ■ 農林水産消費安全技術センター ■ 国立公文書館 ■ 製品評価技術基盤機構 (NITE) ■ 駐留軍等労働者労務管理機構 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 独立行政法人福祉医療機構 ■ 独立行政法人労働者健康安全機構 ■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ■ 年金積立金管理運用独立行政法人 etc 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国立がん研究センター ■ 日本原子力研究開発機構 (JAEA) ■ 理化学研究所 (RIKEN) etc

【厚生労働省労働基準局長が定めるもの】

- ① 給付基礎日額算定の特例
- ② 算定基礎年額の特例
- ③ 事業主からの費用徴収の **基準**
- ④ 特別加入者の業務災害・通勤災害の認定の **基準**
- ⑤ 生計維持の認定の **基準**
- ⑥ 休業補償特別援護金

◆業務災害及び通勤災害の認定基準



◆疾病の範囲

【業務上の疾病】

労働基準法施行規則別表1の2		
1号	（業務上の負傷に起因する疾病）	⇒ 災害性の疾病
2号～10号		⇒ 職業性の疾病 [例示疾病]
11号	（その他業務に起因することの明らかな疾病）	⇒ 包括的救済規定

【通勤による疾病】

労働者災害補償保険法施行規則18条の4	
通勤による負傷に起因する疾病	
その他通勤に起因することの明らかな疾病	

◆心理的負荷による精神障害の認定基準

【精神障害労災の対象疾病】

⇒精神障害労災の対象疾病は、原則として「ICD-10 診断ガイドライン」に分類される精神障害とされており、中でも、F0からF4については「主として業務に関連して発病する可能性がある精神障害」とされている。

F0	症状性を含む器質性精神障害
F1	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F2	統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
F3	気分（感情）障害
F4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F6	成人のパーソナリティおよび行動の障害
F7	精神遅滞（知的障害）
F8	心理的発達の障害
F9	小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、特定不能の精神障害

【業務による心理的負荷の強度の判断】

(1) 「特別な出来事」に該当する出来事がある場合

⇒発病前おおむね6か月の間に、別表1の「特別な出来事」に該当する業務による出来事が認められた場合には、**心理的負荷の総合評価を「強」と判断する。**

(2) 「特別な出来事」に該当する出来事がない場合

⇒「特別な出来事」に該当する出来事がない場合は、所定の手順により心理的負荷の総合評価を行い、「強」、「中」又は「弱」に評価する。

【長時間労働がある場合の評価方法】

特別な出来事としての 極度の長時間労働 (直ちに「強」)	<p>■発病直前の極めて長い労働時間を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合 ・発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
出来事としての 長時間労働 (「強」になる例)	<p>■発病前の1か月から3か月間の長時間労働を出来事として評価</p> <p><例1>・発病直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合(※)</p> <p><例2>・発病直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合(※)</p>
他の出来事と関連した 長時間労働 (「強」になる例)	<p>■出来事が発生した前や後に恒常的な長時間労働(月100時間程度の時間外労働)があった場合、心理的負荷の強度を修正する要素として評価</p> <p><例>・転勤して新たな業務に従事し、その後月100時間程度の時間外労働を行った場合</p>

(※) その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合

◆事例問題

【業務災害】（平成5年）

■小型パイプが資材置場に乱雑に荷下ろしされているのを整理する作業に従事していた労働者が、材料が小型のため草むらに投げ込まれていないかと探し入ったところ、この地に多く棲息するハブに噛まれ負傷した。本件は、業務外の災害である。（H5-2A） ×

■建設現場を巡回中の作業長である労働者が、作業に手抜きをしている大工を発見し、大工にこれを指摘し作業のやり直しを要求したところ、大工が反抗的態度をとったため口論となり、大工から不意に建築用資材を手にして打ってかかれ、負傷した。本件は、業務外の災害である。（H5-2B） ×

■ときどき爆発が起こる活火山上に設置されているロープウェイの補強工事中、突然火山が爆発し、噴石の落下によりその作業中の労働者が死亡した。本件は、業務外の災害である。（H5-2C） ×

※本災害は作業中のものであるため「業務遂行性」が認められる。また、「ときどき爆発が起こる活火山」とあることから、当該災害の発生が全く予想外の天変地異ともいえないため「業務起因性」も認められる。したがって、業務上の災害となる。

■断崖絶壁の石切場で職人の手伝いとして働いていた労働者が、休憩時間中、職人らが「喉が渴いたな」と言い出したので、ヤカンを持ち水汲みに行く途中、崖から転落し負傷した。本件は、業務外の災害である。（H5-2D） ×

■昼の休憩時間中、皮革工場の柵内で労働者が同僚とキャッチボールをしていたところ、銃の流れ弾が当たり負傷した。本件は、業務外の災害である。（H5-2E） ○

【業務災害】（平成7年）

■山頂付近での作業の現場監督者である労働者は、夕立のような異様な天候になったので、現場における作業を中止させ、自らも山頂の休憩小屋に退避しようとして、小屋近くまで来たときに落雷の直撃を受け死亡した。なお、当該山頂付近は、天候の変化が激しく雷の発生頻度が高い上、はげ山であったため落雷を退避する適当な場所がなかった。本件は、業務上の災害である。（H7-1A） ○

■トラックによる貨物の運送業務中に、国道上でトラックの荷台のシートがめくれたので、トラックを停車してトラック助手である労働者がシートをかけなおした。そのとき、強風が吹いて防寒帽が吹き飛ばされたので、当該労働者はとっさにその帽子を追って走り出したが、その際前方より疾走してきた自動車に跳ね飛ばされ死亡した。本件は、業務上の災害である。（H7-1B） ○

■労働者が、下請業者が実施する作業を指導するために、部下1名を連れて出張するように命ぜられたので、部下と直接出張地に赴くことを打ち合わせた。出張当日の朝、当該労働者は、自転車で自宅を出発し、列車に乗車すべく駅に向かう途中、踏切で列車に衝突して死亡した。本件は、業務上の災害である。(H7-1C) ○

■タクシー会社の営業所の管理責任者である労働者と、同管理責任者の妻で同社の賄い婦をしているものがその2階に住み込んでいた。ある日、階下の仮眠室で当直の運転手が石抽ストーブを誤って倒し、置かれていた段ボール箱及び自動車オイルに引火したため、同営業所は全焼し、管理責任者とその妻は逃げ遅れて死亡した。本件は、両名とも業務上の災害である。(H7-1D) ○

■運送会社の車両整備員である労働者が、自動車検査証の更新（車検）のために陸運支局に赴いたところ、昼休みを利用して自動車検査官がストーブの煙突の取り外し作業を行っていた。自動車検査官が作業に難渋している様子が見受けられたので、当該労働者が、木に登って自動車検査官の作業を手伝っていたところ、誤って転落し死亡した。本件は、業務上の災害である。(H7-1E) ×

【通勤災害】（平成3年）

■労働者が、事業主の出張命令に従って、出張当日に自宅から出張先へ向かう途中の交通事故による災害は、通勤災害として取り扱われない。(H3-5A) ○

■福岡県に単身赴任中の労働者が、休暇を利用して3箇月ぶりに勤務先から東京都にある妻の住む家屋に帰る途中での交通事故による災害は、通勤災害として取り扱われない。(H3-5B) ○

※本災害は「反復・継続性」が認められないことから、通勤災害とはならない。

■労働者が、自宅から勤務場所へ向かう途中に、選挙権の行使のために近くの投票所に立ち寄った場合、投票所において被った災害は、通勤災害として取り扱われない。(H3-5C) ○

※「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるもの」であっても通勤と認められるのは、「合理的な経路に復した後」に限られる。

■労働者が、交通ストライキのため、通勤先の近くの旅館に宿泊し、翌朝そこから通勤先へ向かう途中の交通事故による災害は、通勤災害として取り扱われない。(H3-5D) ×

※本問のように交通ストライキ等の交通事情や、台風など自然現象その他のやむを得ない事由により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊する場合は、当該場所が「住居」として認められる。

■勤務先から病院に寄ってそのままその病院に3日間入院した後、自宅に帰る途中での交通事故による災害は、通勤災害として取り扱われない。(H3-5E) ○

※通勤の途中で病院等で診療等を受ける行為は、「日常生活に必要な行為」に該当する。しかし、逸脱・中断の例外に当たるには、やむを得ない事由により行うための「最小限度のもの」であることも必要である。「3日間の入院」は、その範囲を超えているため、本災害は通勤災害として取り扱われない。

【通勤災害】(平成6年)

■所定の勤務を終えてバスで帰宅する際、親しい同僚と一緒にになった労働者が、会社の隣の喫茶店に寄ってコーヒーを飲みながら雑談し、1時間程度過ごした後、同僚の乗用車で自宅まで送られ、車を降りようとした際に、乗用車に追突され負傷した。本件は、通勤災害ではない。(H6-1A) ○

■就業開始前に事業場構内で行われる労働組合の決起集会に参加するため、通常の出勤時間より1時間程度早くバイクを運転して会社へ向かった労働者が、路上において横風を受けてバイクもろとも転倒して負傷した。本件は、通勤災害ではない。(H6-1B) ×

■入院中の夫の看護のため、長期間継続して姑と交替で1日おきに病院に寝泊まりしている妻が、病院に宿泊し、翌朝、病院より勤務先へ出勤する途中、凍結している路上を歩行中に転倒して負傷した。本件は、通勤災害ではない。(H6-1C) ×

■所定の勤務を終えてタイムレコーダーを打刻した後、会社内の2階更衣室で着替えをしてから階段を歩いて降りていたところ、ズボンの裾が靴にからんだため足を滑らし、階段の5～6段目より落ちて負傷した。本件は、通勤災害である。(H6-1D) ×

※本災害の発生場所は事業主の支配管理下にある事業場内であるため、通勤災害と認められない。

■勤務を終了して帰宅するため、最寄駅で下車して人気のない寂しい路上を徒歩で帰宅する途中の女性の労働者が、午後8時30分頃、後方から進行してきた自転車により、ハンドバックと革袋をひつたぐられ、その際、その自転車に接触、転倒して負傷した。本件は、通勤災害ではない。(H6-1E) ×
※本災害は、通勤に通常伴う危険が具体化したものと認めることができる。

【通勤災害】（平成 11 年）

■家族と離れて生活している単身赴任者が、就業の場所と家族の住む自宅との間を往復するときに転倒して負傷した。この場合、当該往復行為が直行直帰であり、反復・継続性が認められたとしても通勤災害にはならない（H11-1B） ×

■労働者が、通勤途中において、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練を受けた後、通勤経路上で負傷した場合には通勤災害となるが、大学の授業を受けた後、通勤経路上で負傷した場合には、通勤災害になることはない。（H11-1D） ×

■労働者が、一戸建ての自宅に帰宅し玄関先の石段を上る際に、石段が凍っていたため、足をすべらせて転倒し負傷した場合には、通勤災害になる。（H11-1E） ×

※本災害は住居内において発生した災害であり、「住居」と「就業の場所」との間の災害には該当しないため、通勤災害とは認められない。

【通勤災害】（平成 13 年）

■通勤の途中、理美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、日常生活上必要な行為とみることができ、その後合理的な経路に復した後は通勤と認められる。（H13-1E） ○

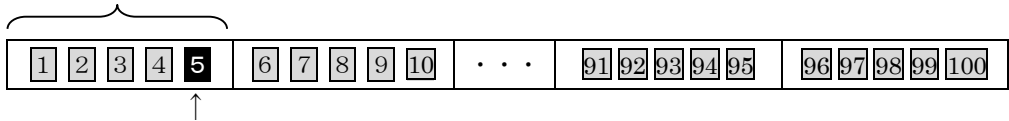
◆介護状態等の定義

育児介護休業法	介護休業	2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする対象家族を介護するためにする休業
労災保険法	要介護状態（通勤災害）	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態
	介護補償給付	常時又は随時介護を要する状態
	傷病補償年金	6箇月以上の期間にわたって存する障害の状態によって認定される
介護保険法	要介護状態	6箇月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態
	要支援状態	6箇月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、6箇月にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態

◆ 給付基礎日額

【最低限度額の算定】

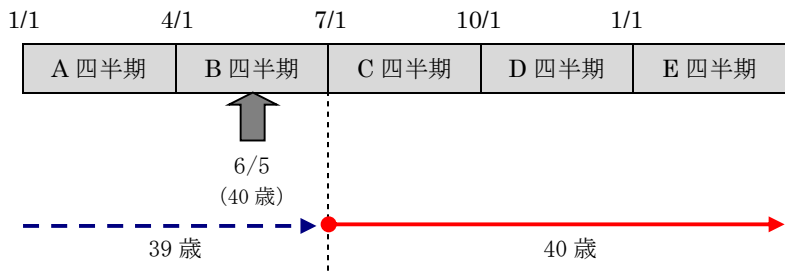
■ 最も低い賃金月額に係る階層



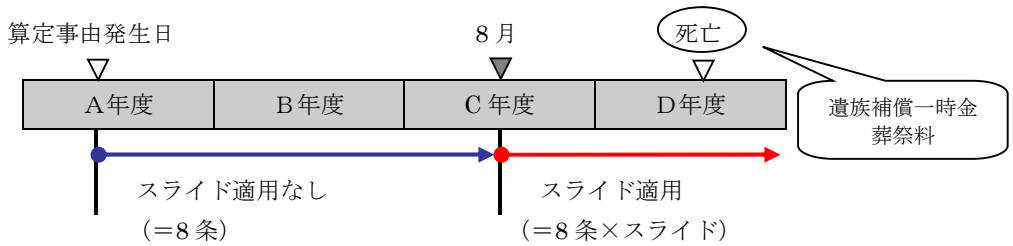
■ 最も低い賃金月額に係る階層のうち最も高いもの

30で除す

【休業給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額】



【一時金の給付基礎日額のスライド制】



【端数処理】

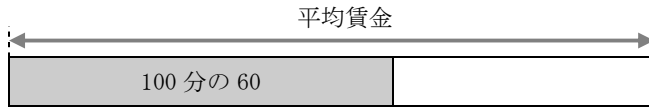
	項目	端数処理の方法	例
労基	平均賃金	1 銭未満切捨て	■ 4,567.889 円 ⇒ 4,567 円 88 銭
労災	給付基礎日額	1 円未満切上げ	■ 4,567.8 円 ⇒ 4,568 円

◆休業補償給付

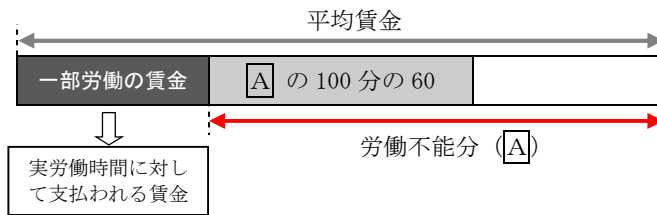
【「賃金を受けない日」とは？】

① 「0円」

② 全部労働不能であって、「平均賃金の60%未満の金額」を受ける日



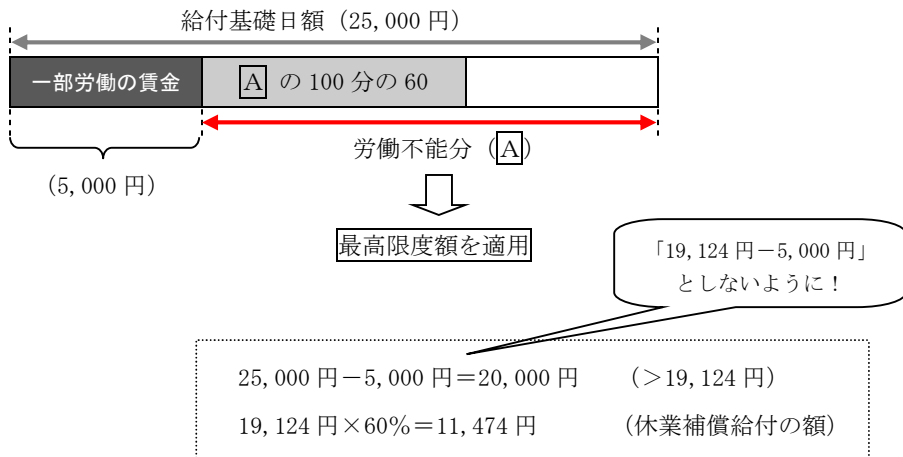
③ 一部労働不能であって、「平均賃金と実労働時間に対して支払われる賃金との差額の60%未満の金額」を受ける日



【給付基礎日額に上限額の適用がある場合】

<例> 給付基礎日額：25,000円
 一部労働の賃金：5,000円
 年齢35歳→最高限度額：19,124円

いきなり限度額を適用しない



【休業補償給付の額】

例：平均賃金相当額（給付基礎日額）10,000 円の労働者の場合

<全部労働不能>

①事業主から補償なし： $10,000 \times 60\% = 6,000$ 円支給

「10,000 円×60%」未満

②事業主から 6 割未満補償（3,000 円）： $10,000 \times 60\% = 6,000$ 円支給

<合計収入 9,000 円>

「10,000 円×60%」以上

③事業主から 6 割以上補償（7,000 円）： 休業補償給付は支給しない

<一部労働不能>

①事業主から補償なし、一部労働の賃金（7,000 円）：

$(10,000 - 7,000) \times 60\% = 1,800$ 円

<合計収入 8,800 円>

「(10,000 円-3,000 円)×60%」未満

②事業主から 6 割未満補償（4,000 円）、一部労働の賃金（3,000 円）：

$(10,000 - 3,000) \times 60\% = 4,200$ 円

<合計収入 11,200 円>

「(10,000 円-3,000 円)×60%」以上

③事業主から 6 割以上補償（7,000 円）、一部労働の賃金（3,000 円）：

休業補償給付は支給しない

<合計収入 10,000 円>

<平成 6 年過去問>

■業務上の負傷により全部休業している労働者に対して、事業主が休業中の生計を補助するために給付基礎日額の 100 分の 60 未満の金額を支払っている場合は、休業給付基礎日額から事業主が支払った金額を差し引いた額の 100 分の 60 に相当する額の休業補償給付が支給される。(×)

【傷病補償年金と休業補償給付との関係】

